

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年11月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第64号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前						
別表2（第3条、第4条関係）				別表2（第3条、第4条関係）						
出先機関共通決裁事項				出先機関共通決裁事項						
関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
			所長等	課長等				所長等	課長等	
1	略				1	略				
2	サービス関係事務			○	2	サービス関係事務				
	(1)～(4) 略									(1)～(4) 略
	<u>(5) 所属の職員の消防団員との兼職を認めること。</u>									
	(6)～(11) 略					(5)～(10) 略				
	備考					備考				
	1 支所の長（子ども女性相談センター西部子ども相談センター所長、産業技術センター発酵食品研究所長、農業試験場府中果樹研究所長、農業試験場小豆オリーブ研究所長、園芸総合センター所長及び農業試験場病害虫防除所長を含む。）並びにミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館長、ミュージアム香川県文化会館長及び高等技術学校副校長（勤務公署が丸亀市にある者に限る。）は、(2)、(3)、(4)（さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度に参加する場合に限る。）及び(6)から(11)までの事項のみを専決するものとする。					1 支所の長（子ども女性相談センター西部子ども相談センター所長、産業技術センター発酵食品研究所長、農業試験場府中果樹研究所長、農業試験場小豆オリーブ研究所長、園芸総合センター所長及び農業試験場病害虫防除所長を含む。）並びにミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館長、ミュージアム香川県文化会館長及び高等技術学校副校長（勤務公署が丸亀市にある者に限る。）は、(2)、(3)、(4)（さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度に参加する場合に限る。）及び(5)から(10)までの事項のみを専決するものとする。				
	2 小豆総合事務所農業改良普及課長及び小豆総合事務所家畜保健衛生室長は、(2)（県内旅行に限る。）、(3)、(4)（さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度に参加する場合に限る。）及び(6)から(10)までの事項のみを専決するものとする。					2 小豆総合事務所農業改良普及課長及び小豆総合事務所家畜保健衛生室長は、(2)（県内旅行に限る。）、(3)、(4)（さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度に参加する場合に限る。）及び(5)から(9)までの事項のみを専決するものとする。				
3～7	略				3～7	略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。